

平成19年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成19年6月22日(金曜日)
午前10時00分 開議

(予算審査特別)

- 第3 議案第46号 美唄市教育委員会委員
任命の件
- 第4 議案第47号 美唄市固定資産評価員
選任の件
- 第5 意見書案第7号 道路整備に関する意
見書
- 第6 意見書案第8号 2008年度国家予
算編成における義務教育無償、義務
教育費国庫負担制度の堅持と負担率
1/2復元等、教育予算の拡充を求め
る意見書

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員長報告
1. 議案第37号 美唄市住民基本台帳ネ
ットワークシステムに係る個人情報
の保護に関する条例制定の件(総
務・文教)
 2. 議案第38号 美唄市行政手続等にお
ける情報通信の技術の利用に関する
条例制定の件(総務・文教)
 3. 議案第39号 美唄市消防団員等公務
災害補償条例の一部改正の件(総
務・文教)
 4. 議案第40号 美唄市医療費助成条例
の一部改正の件(産業・厚生)
 5. 議案第41号 美唄市廃棄物の処理及
び清掃に関する条例の一部改正の件
(産業・厚生)
 6. 議案第42号 美唄市予防接種健康被
害調査委員会条例及び美唄市保健セ
ンター設置条例の一部改正の件(産
業・厚生)
 7. 議案第43号 美唄市町の名称及び区
域変更の件(産業・厚生)
 8. 議案第44号 平成19年度美唄市一
般会計補正予算(第1号)(予算審査
特別)
 9. 議案第45号 平成19年度美唄市国
民健康保険会計補正予算(第1号)

◎出席議員(16名)

議長	林	国	夫	君
副議長	内馬場	克	康	君
1番	吉岡	文	子	君
2番	森川		明	君
3番	五十嵐		聡	君
4番	高橋	幹	夫	君
5番	奥山	裕	章	君
6番	阿部	義	一	君
7番	長谷川	吉	春	君
8番	米田	良	克	君
9番	白木	優	志	君
10番	小関	勝	教	君
11番	土井	敏	興	君
12番	本郷	幸	治	君
13番	紫藤	政	則	君
15番	谷村	孝	一	君

◎出席説明員

市	長	桜井	道夫	君
副市	長	佐藤	昭雄	君

総務部長	板東知文君
市民部長	岩本良一君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川直紀君
商工交流部長	酒巻進君
農政部長	林信孝君
都市整備部長	加藤誠君
市立美唄病院事務局長	三谷純一君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	市川厚記君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	安田昌彰君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	山崎一広君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	藤井英昭君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

11番 土井敏興議員

12番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第37号美唄市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例制定の件ないし順序9、議案第45号平成19年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)の以上9件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長報告を求めます。

まず、議案第37号ないし議案第39号の以上3件について、土井総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長土井敏興議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第37号美唄市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例制定の件、議案第38号美唄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件及び議案第39号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上3件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月20日に委員会を招集して審査をいたしました。

各議案審査における質疑答弁の主なものについて申し上げます。

初めに議案第37号について申し上げます。

この条例は市民請願が条例をつくるきっかけとなったと考えていいのか、それがなかつ

たとしても、その後の国の中の動きで、いずれは条例をつくることになったであろうという見解にたたれるのかとの質疑に対し、市議会において請願が採択され、市長に送付されたということが動機になる。また、住民基本台帳法の改正において閲覧制度、住民票の交付制度に関して誰でも閲覧、交付できるという規定が制限され、個人情報保護の観点が一層重視されたことも踏まえ、今回の提案となったとの答弁。

住基コード番号を使って、市役所業務の上で利活用されているのか。住基コードが実際に市役所の業務中で生きている場面というのはどんな業務があるのかとの質疑に対し、住民票コードを直接市の業務において使用することはなく、またその中に住民票コードを必要とする事務は今のところないと承知しているとの答弁。

住基コードを使うためには、法律で利用範囲が規定されていて勝手に使えない。住民基本台帳法の規定を細かく見ると、自由に使えるという解釈で、それを活用しているまちもある。総務省の考え方として自治体ではそう処理してよろしいという指導があるのかとの質疑に対し、住民票コードをもとにしたデータマッチング、名寄せ等については現在も行っていないし、将来的にも行う予定はない。総務省からも現在のところそういう指導は出していないとの答弁。

条例第2条の「技術的基準」とはどういうことを言っているのかとの質疑に対し、技術的基準の内容としては住基ネットのシステム構成として、コミュニケーションサーバーや都道府県サーバー、指定情報処理機関のサー

バー等で構成して、ファイアーウォールやデータ管理の内容について規定をしている。このシステムを運用する体制についても、市町村・都道府県・指定情報処理機関の責任体制について規定している。システムを運用するにあたって、各サーバーなどの機器の管理の方法、回線の管理の方法、サーバーを管理している部屋への入退室管理の規定、端末を操作する際の規定の方法、障害が発生したときの対応の基本的な考え方、運用面にあたっては都道府県知事、市町村長が行わなければならない内容等が規定されていて、全体として技術的な住基ネットにかかわる大きな事項をここに網羅しているとの答弁。

第2条の「送受信される本人確認情報等」は6項目と理解していいのかと質疑に対し、住基ネットで取り扱われる個人情報等については、住民基本台帳法上で定められている内容となっており、基本4情報である氏名、生年月日、性別、住所に加え、住民票コードとこれらの変更に伴う「付随情報」の6項目で構成されているとの答弁。

第3条の2項、委託先の問題で委託先との契約時における約束ごとは守られるのか、業務の指導、管理はどうなっているのかとの質疑に対し、住基ネットにかかわる委託業務に関する要綱制定にあたり、再委託の禁止、制限、情報が記録された資料の保管、返還、資料の目的外使用、複写、複製等の禁止、情報の秘密保持に関する事項、事故等の報告に関する事項については、契約書に必ず記載することと規定している。今回の愛南町のケースを受けて、総務省からさらに指導があり、業務委託に関しては厳格に取り扱うようにとい

う指導があり、そのようなことがおきないように一層厳格に、委託については運用していきたいとの答弁。

第6条のセキュリティ対策としての緊急時の対応として、行動計画についてはすでにつくられていると受け止めていいのか。第7条で適宜点検とあるが、年間の回数にすれば何回になるのかとの質疑に対し、緊急時行動計画については作成済みである。第7条の点検に関しては、毎年度1回、内部監査としてチェックシートに基づいた点検を行っている。個人情報流出事件、事案が生じた場合には、個別の事案に即した本市の対応状況について確認を行っている状況であるとの答弁。

第8条の不正利用に関して、システムの運用を停止するとあるが、そうならないための万全の対策は状況判断を的確にして、素早い決断をするということだと思う。この辺の責任は誰が取るのか。操作にあたる段階と運用停止の責任を持つ、その関連はどうなのかとの質疑に対し、道や指定情報処理機関との連携を取り、相談した上でどのような対応を取るのか決定することになっている。最終責任者は市長になるが、住基ネットに関してはセキュリティ統括責任者を設定しており、副市長がこれにあたるとの答弁。

非常事態と判断したときに、できるだけ素早く停止にもっていかなければならない。よって庁内の判断でやれるということもあるのではないか。そういう場面の想定をしているのかとの質疑に対し、基本的には道や指定情報処理機関と相談の上、対応を決定することになっているが、緊急かつ重大な脅威が及ぶ事態に至った場合は、市独自の判断で運用停止

を図るということも想定されるのではないかと考えているとの答弁。

登録された内容は、本人がわかるようになっていないのかとの質疑に対し、本人確認情報がどのように使われたかは都道府県のサーバーに記録が残され、利用情報を開示、請求できることになっているとの答弁。

第3条委託についての契約書の中に罰則条項があるのか。第8条、緊急事態が発生した場合のマニュアルはできているのかとの質疑に対し、委託業務にかかわる罰則については、委託業者については情報を漏洩したケースについては住民基本台帳上の罰則が適用される。個別の委託契約においては、再委託の禁止等、業者に契約内容の中で規制、制限している内容があるので、これに違反した場合には違約金を取るという規定を設けている。

第8条に関して緊急時の対応のマニュアルについては、第6条に規定している緊急時対応計画書というものをつくり、対応のケースを分けた上で、それぞれの対応の仕方について規定をしているとの答弁。

次に、議案第38号について申し上げます。

ICカードリーダー・ライターに電子証明書が記録された住民基本台帳カードを挿入しますとあるが、この意味についてとの質疑に対し、電子申請をする際に必要となる機器として、住民基本台帳カードを読み取る機械をパソコンに接続することが必要となる。住民基本台帳カードについては市の窓口で発行しているが、このカードの中に公的個人認証のデータをあらかじめ入力しておかなければならない。その手続を終えた上で、カードの読取機を通じて北海道電子自治体共同システム、略称H

ARP（ハープ）の方に特定の個人である情報を送信するという手続なるとの答弁。

戸籍謄本や住民票の発行には窓口で手数料を払っていたが、電子申請の場合その手数料はどうなるのか。また手数料がかかるものとかからないものの比重はどちらが多いのかとの質疑に対し、電子申請の場合、審査結果通知がメールで届く。手数料が必要なものについては、こういう形でお支払くださいという内容がメールで届き、窓口で手数料を支払って受け取るという形になる。比重については届出の方が多いので、手数料がかからない方が多いと思われるとの答弁。

セキュリティの問題で外部から進入ということは考えられないのかとの質疑に対し、セキュリティに関してはファイアーウォール等の対策が講じられているとの答弁。

ハープの運用にかかわる経費、市の負担割合はどうなっているのか。道内の市町村でどれだけ加入しているのかとの質疑に対し、平成17年度にシステムの開発委託を行っており、委託料として560万円程度負担している。18年度からは運用に入り、委託料として250万円程度、今年度についても同額かかっているので累計で1,100万円程度かかっていることになる。ハープに加入している道内の市町村数については、180市町村のうち155市町村が参加している。加入率は86.1%となっているとの答弁。

システムを導入することによって、どういところでサービスが向上したり、合理化されるのかとの質疑に対し、システム導入により従来窓口で受けていた手続関係が自宅や会社などからインターネットを通じて24時間

申請手続きが可能となり、利便性が上がる。市の内部事務についてもパソコン上で処理できる案件が多くなり、事務の簡素化、効率化が図られるとの答弁。

第5条で書面等の縦覧に代えてとあるが、これはオンラインによって縦覧ができるというふうになれば、文書による縦覧はなくなるという考え方になるのかとの質疑に対し、従来の書面による規定に加えて、オンライン上による縦覧、窓口にパソコン等を設置して画面による縦覧を可能にするための規定、インターネットを利用されていない方、オンライン環境にない場合は、こういう縦覧の利用はできないので、基本的には窓口にパソコン等の画面を用意して従来の書面に代えてパソコンの画面上で見ていただくということが想定される。すべてをオンラインで済ませてしまうという方法は考えていないとの答弁。

次に、議案第39号については、質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第37号ないし議案第39号の以上3件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、議案第40号ないし議案第43件の以上4件について、紫藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第40号美唄市医療費助成条例の一部改正の件、議案第41号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件、議案第42号美唄市

予防接種健康被害調査委員会条例及び美唄市保健センター設置条例の一部改正の件及び議案第 43 号美唄市町の名称及び区域変更の件の以上 4 件について、産業・厚生員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6 月 20 日委員会を招集し、審査いたしました。

初めに、議案第 40 号の審査にあたって、理事者から参考資料として美唄市医療費助成条例、新旧対照表が提出されました。

以下、質疑答弁のうち、主なものを申し上げます。

まず初めに、道の要綱が廃止されたのは、国の法律に基づいてという認識でよいのか。また、変更になった理由についてとの質疑に対し、道の単独事業として行っているものであるが、平成 16 年に道において年齢を 1 歳ずつ繰り上げて、平成 19 年度末をもって終了させるとの内容ですでに決定されているとの答弁。

次に、平成 20 年度の受給対象者 87 人の年齢構成についてとの質疑に対し、年齢を毎年 1 つずつ引き上げていくことから、68 歳及び 69 歳の一部の人が該当するとの答弁。

次に、該当者への通知は毎年されているかとの質疑に対し、すでに老人受給者証を所有している人については、毎年更新手続の案内をしている。申請のない人については、再度通知をし、受給対象者でない人については広報メロディで制度の周知をしているとの答弁。

次に道の制度の廃止により、通常は独自の制度をつくる市町村が出てくると思っていたが、そのような市町村がないということは、財政事情のほかには何か理由があるのかとの質

疑に対し、管内各市町村に確認したところ、どの市町村も制度の存続をしない、もしくは継続をする予定がないとの回答で、これまでは全道の市町村が足並みをそろえてきた中で、各医療機関の協力を得ることができたが、道の制度の廃止により、一部の市町村でこの制度を継続する場合、医療制度の協力を得ることができないと想定される。仮に独自で継続した場合、病院の窓口で一旦支払って、市役所に申請してもらい助成するという作業になるため、市町村独自で継続するには難しいという判断があったものと思われるとの答弁がありました。

次に、議案第 41 号の審査にあたって、理事者から提出された美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表に加えて、委員会の決定により提出を求めた 1 つ、美唄市廃棄物減量等推進審議会の答申書、家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について、2 つ、美唄市環境課が本年 1 月の市民説明用パンフレットとした家庭ごみ減量化、有料化に向けて、3 つ、審議会の答申を受けて美唄市が作成した家庭ごみ減量化、有料化実施計画書、4 つ、美唄市一般廃棄物処理手数料のうち、指定ごみ袋の減免に関する要綱案の資料をそれぞれ各委員に配布をし、審査に資するようにいたしました。

以下、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

初めに、有料化によってごみの減量化を目指すということだが、ポイントとなる生ごみの減量化策が必要と思う。具体的な対策を考えているかとの質疑に対し、ごみの有料化が減量化における最大のポイントと考えている。

市民などからお知恵をいただければ、逐一見直しし検討することがあると思うが、当面はごみの有料化による減量化の効果を見極めたいとの答弁。

次に、ごみの有料化に伴い、不法投棄が増えると想定されるが、その対策でパンフレット等に罰則規定などを盛り込んではどうかとの質疑に対し、パンフレットの記載も含め、できる限りの媒体を利用して不法投棄をしないよう周知に努めたいとの答弁。

次に、ごみ袋の販売をする業者を公募することだが、業者だけではなく、町内会や関係団体などでも取り扱いが必要になってくるのではないかと質疑に対し、基本的には公募による小売店を考えている。公募が少ない場合は、公的機関等に取り扱いをお願いする場合も想定されるが、できる限り居住地域で購入できるようにしたい。また、町内会での取り扱いは、公金を扱うことになるので、在庫管理などから取り扱いは難しいと考えているとの答弁。

次に、1月の説明会の参加者は六百数十名とのことだが、極めて不十分である。説明用パンフレットの充実や相談窓口の開設等、多くの市民への説明が必要だ。また、地域内循環によるごみの活用を訴えるべきだと質疑に対し、ごみ減量への理解を含めて地域説明とともに出前講座やメロディでの啓発に取り組むとの答弁。

次に、ゴミ袋販売取扱店は市民に不便をかけないよう、十分な確保が必要。また、ごみ袋の製造コストは幾らかとの質疑に対し、取扱店は30から40カ所程度を考えているが、不便をかけないよう配慮する。製造コストは

40リッターの袋で10円程度になるとの答弁。

あわせて質疑者からごみ袋の発注は、地元への発注等地域貢献を考えるべきとの要望発言がありました。

次に、集団資源回収の促進を図るなど、ごみの減量化の取り組みについて、補助金を使った施策は考えていないか、また道内35市のうち25市が有料化を実施しているが、ごみの減量化についてどのような状況なのか調査をしているかとの質疑に対し、あくまでも自ら自発的に取り組んでもらいたいという考え方で進めている。これは補助金を使った施策に対する答弁であります。あくまでも自ら自発的に取り組んでもらいたいという考え方で進めているので、補助金は考えていない。また、有料化を実施している23の減量化については、すべて調べていないとの答弁。

次に、昨年の審議会の中で生活保護世帯などについては減免措置の対象になっていたが、今回の実施計画書で削除された理由は何かとの質疑に対し、審議会の答申を受けて庁内で検討した結果、生活保護世帯についてはその制度の中で生活費の給付を受けているので、他の市民同様に一定の負担を求めるべきとの判断をしたとの答弁。

次に、3歳未満の世帯は、減免措置はオムツ等によりごみの量が多いという判断のもとで減免の対象となっていると思うが、介護世帯については対象にならないのかとの質疑に対し、介護保険要介護4、5の世帯については一定の助成措置があることから、他の介護を要する家庭との公平を考慮し、減免措置の対象外としたとの答弁。

次に、出雲市の例では有料化をしてもごみ

の減量化にならないとの検証例がある。本気で取り組むのであれば、お金をかけなければ効果が出ないのではないかとの質疑に対し、先進事例では有料化で一旦ごみの量が減っても元に戻るいわゆるリバウンドの事例もある。市民啓発等しっかり対策を講じたいとの答弁。

次に、3歳未満時の世帯の減免措置の内容はどの質疑に対し、標準世帯の2分の1を想定し、40リッター1枚80円かける50枚で、4,000円程度を考えている。対象が417世帯と見通されるので、160万円程度の減免額を予定しているとの答弁。

次に、今後の市民説明に当たっては、ゆたかニュータウン集会場を含めるなど、きめ細かに対話し、理解を求める対応が必要だが、どの質疑に対し、市民説明会場を増やすことや出前講座を活用するなどしっかり対応するとの答弁。

次に、ごみ袋の在庫管理及び小売店への発送は市役所で対応するのか、また、市町村で電動生ごみ処理機の助成をしているが、これは釧路の例をお出しになりましたが、美唄市でも最終処分場の延命などから、ごみ減量の施策として導入してはどうかとの質疑に対し、在庫管理及び配送については製造業者に委託する予定である。また、電動生ごみ処理機については助成したとしても市民に一定の負担が伴うので、基本的には各家庭で減量に取り組んでもらいたい。それに伴う必要な情報を積極的に提供し、支援していきたいとの答弁。

次に、販売業者への手数料は幾らになるかとの質疑に対し、販売額の7%を想定しているとの答弁がありました。

次に、議案第42号の審査においては、質疑

はありませんでした。

次に、議案第43号の審査にあたって、美唄市奈井江都市計画事業美唄駅周辺土地区画整理事業条町名対象変更図が資料として提出されました。

以下、審査における質疑答弁の主なものを申し上げます。

区域変更について、周辺住民や自治会や町内会に対し、事前説明をしているのか。また、表示板に対して今後予算が伴うと思われるが、変更等となった場合、どの程度の予算的な裏付けを見込んでいるのかとの質疑に対し、区画整理事業は従前地を基本にして考えている。数軒の方が新たな土地に動いているが、今後住所変更になる住居はない。住民への説明は当初計画により平成5年度に1回説明を行っており、その後については仮換地清算の事務が平成13年にあり、その段階で説明している。町内会の説明は今まで行っていないが、今後検討したい。また、今後建物の移動に伴う表示板の予算についての具体的な数字は出していないとの答弁がありました。

結果といたしまして、議案第40号、議案第42号及び議案第43号の以上3件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号につきましては、ご異議がありましたので起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なおこの際、議案第41号について以下の点について委員会の総意として市長にご要望申し上げます。

美唄市はゴミの減量化施策として、減量意識の啓発、資源化の促進、再使用の促進、生

ごみの減量化、堆肥化の利用や飼料の有効活用
の促進、環境教育の促進、ごみの適正処理
等3アール推進員との連携による総合的な取
り組みをうたっています。

しかし、いずれの取り組みも市民意識の高
まりを期待する域を出ず、その減量効果に確
たる見通しが持てないのではないかとの危惧
の念を抱かざるを得ません。市民に負担を求
めるこの時期を失することがないように、以下
の取り組みについての実行を求めます。

1、一般廃棄物処理量の40%を占める生ご
みの排出抑制を効果的に行うため、すでにご
報告でもありましたとおり、多く意見が出さ
れました生ごみ堆肥化容器への助成、さら
には電動処理機への助成等、効果的な内容を
十分今後行政において検討し、行政支出の伴
う施策を行うべきこと。

2、有料化・減量化の理解と強力を得なが
ら市民の皆さんへの説明にあたっては、市民
参加の視点で説明会場の増設、さらには出前
講座の充実、そして庁内体制、相談体制の拡
充等、市民に重ねて理解と協力を得られるよ
う、市民参加の視点で対応されるよう、その
実行を求めます。

3、減量化・有料化に伴う減免措置につい
ては、これは市長にその決定がゆだねられる
わけであり、生保等減免については、審議
会等の答申が出たわけであり、長におい
ては他市の例、さらには議会における質疑
でもあったような、この減免にかかわる基
準、その考え方を十分市民に説明し、市民の
意見を徴して、この減免措置の実行を図ら
れるよう、以上要望を申し上げる次第です。

以上、申し上げます本委員会の決定どお

りご承認いただきますよう、お願い申し上げ
まして報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、移ります。

議案第44号及び議案第45号の以上2件に
ついて、小関予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長小関勝教議員
(登壇) ただいま議題となりました、予算
審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご
報告申し上げます。

経過といたしまして、6月21日委員会を招
集して審査いたしました。

まず初めに、議案第44号平成19年度美
唄市一般会計補正予算(第1号)における質疑、
答弁の主なものについて申し上げます。

中高年疾病予防対策事業について、今回の
補正の新規事業について、事務事業評価の内
容についてとの質疑に対し、平成20年度医療
制度改革の柱となる生活習慣病予防対策の取
り組みを強化するため、中高年疾病予防事業
を充実させるものであり、日本看護協会の生
活習慣病予防活動支援モデル事業を活用し、
助成率は10分の10となっている。本助成事
業については、昨年12月に日本看護協会へ申
請を行い、4月内示のため、今回の補正予算
に提出する運びになった。主な事業内容とし
て、メタボリックシンドローム対策を進める
上で、保健師、栄養師の特定保険指導技術の
習得と向上を図るとともに、市民が生活習慣
の改善が図られるよう、食生活の改善を中心
とした血液さらさら教室を7回、平成20年3
月まで実施し、その間5回の血液検査を実施
し、生活習慣の改善から検査データの改善ま
でを目的とした教室の実施と、日本看護協会
から保健師、栄養師が技術支援を受け、スキ

ルアップを図るものであるとの答弁。

次に、ごみの減量化再資源化推進事業について、減量化を持続させていくために、最終処分場の延命など、市民周知に係る施策や予算措置はどのように考えているのかとの質疑に対し、出前講座や情報提供しながら市民周知をしていくとの答弁。

次に、有料化実施後の不法投棄対策についてとの質疑に対し、注意喚起の看板設置や3アール推進員、警察、空知支庁、土木現業所など関係機関と連携しながら啓発PRに努めていくとの答弁。

次に、実効性のある不法投棄対策についてどのように考えているのかとの質疑に対し、ステーションに置かれたタイヤ、バッテリーなどについて市で直接回収し、指定袋以外の袋で排出されたものについて、市側で中身などを確認し、指導の徹底を図っていくとの答弁。

次に、昨日の産業・厚生委員会において有料化が本当に減量化につながるのか、有料化を実施している25市で減量化につながっているのはどれくらいあるのかという質問をした際、その段階ではなかったとの答弁であったが、事務事業評価表の付記事項の中で約26%の減量効果が得られ、当市でも同様の効果が期待できると書いてあり、昨日の答弁と違うことについてとの質疑に対し、事務事業評価表にある26%の減量効果は、北海道環境生活部が平成16年度に実施した道内市町村におけるごみ処理の実施状況に基づくデータであり、有料化の実施効果について各自治体において様々であり、栗山では昨年4割減、同時期に始めた芦別では44%の減、美唄市と

してどれくらい減らせるかは大きな問題であるが、出前講座の開催や周知により実施していきたいと考えているとの答弁。

次に、ごみ処理コストについて、2億2,000万円と3億9,500万円の二通りの数字が出ており、これは新しい施策の維持管理は、平成19年度以降の見込みで出ているのか、また事業系のごみ排出量、処理量を押えていなければ積算のしようがないのではないかと。また、負担額について世帯区分ごとの年間使用料のモデルケースのような利用費から賃借料について必要最小限の経費で出しているのか。減量化に向けた対策が出ていないのではないかと。質疑に対し、事業系ごみについては、計算上収集委託をしており、事業系、家庭系を分けるのは難しい。平成16年度に事業系ごみの排出量について、試験的に調査をした経緯があり、その結果、全体量に対する事業系のごみの割合は14%となっている。また、減量化対策については、有料化にあわせパンフ等の作成は予定していないが、ごみ分別辞典や地区別収集カレンダーの作成に取り組んでいきたいとの答弁。

次に、減免額については全体収入のうち、どの程度かとの質疑に対し、現在提案している3歳未満の乳幼児は、本年5月末現在で417名が対象で、160万円が減免額となる。

次に、地域ICT利活用モデル構築事業について、事務事業評価による事前評価の内容についてとの質疑に対し、目的は美唄市の様々な地域資源による郷土ポータルサイトから美唄ファンを獲得し、農業の振興を図ること。内容は生産者情報のデータベース化及びPOSシステム、直売システムなどの開発。

農産物や特産物の情報を提供するポータルサイトの構築であるとの答弁。

次に、全国全道の取り組み状況についての質疑に対し、総務省で18億円の予算措置がされた。全国で68件のうち29件の提案が採択され、北海道では3件の提案があり、美唄市のみが採択されたとの答弁。

次に、単年度の事業なのかとの質疑に対し、単年度事業であるが、総務省にはおおむね3年の計画として提案しているとの答弁。

次に、事務事業事前評価における人件費の試算内容についての質疑に対し、事前評価では職員の平均単価を指標として0.3人工で計算しているとの答弁。

次に、広告収入はどのような形で出すのかとの質疑に対し、ポータルサイトのバナー広告で、市のホームページの例では1件当たり月額1万円となっているとの答弁。

次に、予算の大部分は委託費となっているが、委託内容や委託先はどの質疑に対し、委託内容は基本設計、システム構築、協議会の運営経費を予定している。委託先は地域限定型の入札を予定しているとの答弁。

次に、市民や農業者のプランを十分に把握してシステムづくりを行う必要があると思うがとの質疑に対し、市内の14団体や北海道、空知支庁などで構成する協議会を設立する予定であり、協議会の意見を取り入れながらシステム設計を行っていききたいとの答弁。

事業の継続性やブランド化への取り組みについての質疑に対し、交流を通じて美唄ファンを獲得し、食をテーマとした取り組みを行いたい。3年間の継続事業として採択されるよう努力し、協議会などを活用しながらア

スパラやおぼろづき、米粉などのブランド化を推進していききたいとの答弁。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業について、まちづくりプラン後期基本計画における事務事業への登載の有無、事業実施時期、財源確保の問題、スクラップアンドビルドの必要性、非農業者の参画、特に雇用の視点で取り組み、品目横断的経営安定対策とのかかわり等についての質疑に対し、新規事業であり、登載されていないため事前評価を実施し、登載する。国の実施要綱で平成19年度から平成23年度の5カ年とされており、高齢化や混住化が進んでいることから、資源を守っていくために同期間は実施する。市の負担4分の1は重荷なことから、地方財源措置を全道でお願いしたが、市負担額は交付税を除く15%負担の結果となった。この対策は品目横断的経営安定対策と車の両輪とされる対策であり、厳しい財政状況にあるが、農地・水・環境を守るため実施する。スクラップアンドビルドについては、事務事業評価をもとに、現在自立プラン、まちづくりプランの見直しを行っているところであり、20年度の予算に反映するよう努める。農地・水・環境保全向上対策事業連絡協議会などを通じて、農業者以外の参画を指導してきたが、今後雇用の視点も含め指導し、市民理解を得られるよう努めるとの答弁。

次に、緑資源機構分収造林受託事業について、分収造林の概要、緑資源機構とのこれまでの経過、一の沢市有林の造林目的などについての質疑に対し、市と緑資源機構と分収造林契約を締結し、市は土地を提供して造林を実行、機構は造林費を負担し最終的には市

が6割、機構が4割で収益を分収する。緑資源機構の前身は森林開発公団で、市は昭和38年から公団と契約を締結し、その後緑資源公団に変更。平成15年に現在の独立行政法人緑資源機構となる。一の沢市有林は南美唄町にあり、炭鉱閉山による雇用確保、市有林の安定した管理を行うために、この事業に取り組み、水源涵養保安林に指定されており、市民生活の水資源の確保、国土保全等に寄与しているとの答弁がありました。

次に、議案第45号平成19年度美唄市国民保健会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第44号については異議がありましたので、起立採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

●議長林 国夫君 これより議案第37号ないし議案第39号の以上3件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号美唄市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例制定の件ないし第39号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上3件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第40号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号美唄市医療費助成条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に議案第41号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第41号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件について、日本共産党議員団を代表し討論に参加いたします。

初めに私の立場を申し上げますが、原案に反対です。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

す。

今回の改正の主なものは、ごみの減量化を進めるために家庭ごみを有料化するという点ですが、全国的にみても有料化が減量につながったというはっきりと断言できる前例は見当たりません。有料化を前に駆け込みで排出されるので、有料化も数年は確かに減量となりますが、その後においてはお金を出せば幾らでもごみを出してもいいという意識が生まれ、ごみを出すことに鈍感になり、減量とは程遠い状況を生み出しています。

本市においては1世帯年間8,000円の負担ということですが、現在の分別方法の見直しもなされず、減量に関する市民合意もつくられていない中では、本当に実効性のある減量が図られないまま負担だけ市民に押し付けられることとなります。減免についても3歳未満児のいる家庭には減免措置が設けられたものの、ぎりぎりの生活状況にある生活保護世帯や在宅区介護をしている世帯には減免措置がありません。

財政の健全化、第2の夕張とならないためにとの理由で、住民に負担を押し付ける今回の有料化は決して許されるものではありません。

よって、議案第41号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件について反対し、私の討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であり

ます。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、報告第41号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第42号及び議案第43号の以上2件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号美唄市予防接種健康被害調査委員会条例及び美唄市保健センター設置条例の一部改正の件および議案第43号美唄市町の名称及び区域変更の件の以上2件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第44号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第44号平成19年度美唄

市一般会計補正予算（第1号）について、討論に参加いたします。

初めに、私の立場を申し上げますが、原案に反対です。

美唄市一般会計補正予算（第1号）には、先ほど議題となりました議案第41号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件についての予算がかかわっております。補正予算のうち議案第41号にかかわるもの以外には賛成の立場ですが、議案第41号に反対ですので、それに関連する補正予算にも反対いたします。

なお、理由につきましては議案第41号の際に申し上げましたものと重複いたしますので省略いたします。

以上、討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第44号平成19年度美唄市一般会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり決定されました。

次に、報告第45号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号平成19年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第3、議案第46号美唄市教育委員会委員任命の件及び日程の第4、議案第47号美唄市固定資産評価員選任の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました、各案件について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第46号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、井口恵子委員が5月29日にご逝去され退任となったことから、本市教育委員会委員として新たに柳井美代子氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものあります。

次は、議案第47号美唄市固定資産評価員選任の件であります。

本件は吉田 譲評価委員が6月22日付を持って退任いたしますので、本市固定資産評価委員として新たに岩本良一を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求め

るものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第46については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号美唄市教育委員会委員任命の件は原案のとおり同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第47号については、原案どおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号美唄市固定資産評価員選任の件は原案どおり同意することに決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第5、意見書案第7号道路整備に関する意見書及び日程の第6、意見書案第8号2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元等、教育予算の拡充を求める意見書の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案の理由を求めます。

まず、意見書案第7号について、9番白木優志議員。

●9番白木優志議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第7号につきまして、

案文を朗読し、提案理由の説明に変えさせていただきます。

道路整備に関する意見書

道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところからも、中長期的な視点に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものであります。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は全国に比べ大きく立ち遅れており、特に冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには、「観光のくにづくり」を支援する上で、より一層重要となっています。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、高次医療サービスの確保や災害発生時における代替性の強化などを図る上で、そして北海道が自主・自立を目指し、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題であります。

昨年末に道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められているが、北海道の道路整備の実情を十分踏まえ、引き続き、道路整備が強力に推進されるよう、下記の事項について特段の配慮を強く要望します。

記

1. 道路整備を計画的かつ着実に進めるため、

受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。

2. 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するにあたっては、地域間格差への対応、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、道民の道路整備に対するニーズを幅広くくみ取るとともに、道民の期待に応えるべく、道路整備を計画的かつ着実に推進すること。
3. 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な整備を行うことにより一日も早く供用するとともに、抜本的見直し区間のうち「当面着工しない」とされた区間については、早期に事業化を図ること。
4. 今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び信頼性が確保されるよう、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成19年6月22日

北海道美唄市議会

なお提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 次に意見書第8号について、8番米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第8号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に変えさせていただきます。

2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元等、教育予算の拡充を求める意見書

憲法第26条は教育の機会均等と義務教育無償の原則を定め、全ての国民に義務教育を保障することは、国の重要な責任です。このことから、全国のどの地域でも、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が1/2から1/3に縮小されたこと、地方交付税削減の影響・地方財政の厳しさなどから、教材費や図書費をはじめ学級施設などを含めて、教育条件の地域間格差が拡がりつつあります。また、国庫補助金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされ、道内市町村では認定基準の変更や支給額の削減を余儀なくされているのが現状です。自治体の財政力や保護者の経済力の違いが、子どもたちの受ける教育に格差を生じさせるべきではありません。

さらに北海道では、広大な地域に小規模学校が点在し、離島など多くのへき地を有し、全国的教育水準との格差だけでなく、市町村間での格差拡大が危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが、地方の教育水準の低下をもたらす恐れがあります。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・拡充させる必要があります。

04年と05年に教育関係42団体が取り組んだ署名で、道内でも30万筆を超えたこと、昨年度道内109の市町村議会から義務教育費国

庫負担制度の堅持や負担率 1/2 への復元等に関する意見書が内閣に提出されるなど、教育の機会均等と水準維持向上、教育予算の拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者そして地域の願いです。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率 1/2 の復元をすること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
2. 憲法・「教育基本法」の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう教育予算を拡充すること。
3. 30 人以下の学級を早期に実現する。また、教職員定数改善計画の実現と、ゆとりある教職員配置を実現すること。
4. 学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の拡充のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 19 年 6 月 22 日

北海道美唄市議会

なお提出先は案文記載のとおりでありますので、なにとぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第 7 号及び意見書案第 8 号の以上 2 件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第 7 号道路整備に関する意見書及び意見書案第 8 号 2008 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 1/2 復元等、教育予算の拡充を求める意見書の以上 2 件は、原案のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成 19 年第 2 回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前 11 時 10 分 閉会